

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	波積地区瀬井谷集落	令和3年3月24日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

当集落では、中心経営体が不在であり、また、75才以上の農業者で後継者未定の耕作面積が存在することから、中心経営体等の担い手の確保が喫緊の課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落には、中心経営体は不在であるが、比較的規模の大きい農家が、担い手不在農地をカバーし、農地を保全している。当面は、比較的規模の大きい農家を中心に農業者が連携をとりながら、農地を保全していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>■人材確保の取組方針</b> アンケート調査によれば、43%の割合で、集落外から人材の確保が必要ないと回答している。現在の農業者ができる限り農業を継続することで、集落内での人材確保を図っていく。</p>
<p><b>■基盤整備の取組方針</b> アンケート調査によれば、57%の割合で、ほ場整備等の基盤整備は必要ないと回答している。当集落は、ほ場整備(H10～H16 都治ほ場整備35.4haの一部)が実施済みである。当集落では、農業用水の不足に加え、一部の水田の畦畔から漏水が発生している。このため、水稲の生育に支障が生じ、品質の低下を招いていることから、早急な改善が必要となっている。また、水田の水はけが悪く、暗渠排水が機能しない個所があるなど、その機能回復等の改善が必要である。</p>
<p><b>■新規・特産化作物の取組方針</b> 当集落は、稲作を継続していく。また、アンケート調査からも水稲以外の栽培意向は示されていない。</p>
<p><b>■鳥獣被害防止対策の取組方針</b> アンケート調査によれば、「放置果樹の撤去や獣の隠れ場所になる耕作放棄地等を解消する」が最も回答数が多かった。当集落では、イノシシ対策として集落一体を囲う防護柵(金網フェンス)を実施しているが、防護柵下部からの侵入を防ぎきれず、深刻な被害が発生している。このため、既存の金網フェンスに鉄筋や電気柵など組み合わせることで、補強しているが、さらに効果的な防護方法等を研究していく。</p>
<p><b>■集落の農業の発展に向けた取組方針</b> アンケート調査によれば、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」37%、「近隣の担い手と協力し、集落の農地を守っていく」が25%と回答し、回答者の61%が担い手と連携を取りながら、集落の農地を守っていく方向性が示された。しかしながら、当面は、可能な限り既存の農業者が営農活動を継続するとともに担い手不在農地をカバーすることにより、集落の農地を保全していく。</p>
<p><b>■その他の取組方針</b> 当集落において、中山間地域等直接支払制度に取り組む協定組織の活動が、農地の保全に大きな役割を果たしており、引き続き集落内の営農活動を支えていく。また、農地の維持管理等の阻害要因となる不在地主の問題に対し、行政と連携をとりながら対応していく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 (概ね5年後)※聞き取りによる		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	該当なし					
計	経営体		0.0 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。